

# 区長さんの手引き



## 吉見町

(令和6年4月配布)

町ホームページ「行政区・地域活動支援」に補助金制度（申請様式など）や区長会で実施したアンケート結果などを掲載しています。

[https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/jichi\\_zaisei/13/index.html](https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/jichi_zaisei/13/index.html)



### ページ内紹介

- 区長配布・・・区長配布物の一覧及び配布物のデータが掲載
- 区長関係・・・区長会で実施したアンケート結果、情報交換内容、区長さんの手引き、区長会会則
- 防犯灯設置・維持管理費補助・・・防犯灯の新規設置、修繕、電気料金への補助について(申請用紙等)
- 集会所整備・修繕等補助金・・・集会所の増改築、修繕などへの補助について
- コミュニティ助成事業・・・財)自治総合センターが、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備  
に対して実施している助成事業の紹介及び申請について

など

ぜひ、一度ご覧ください

# 目 次

I 区長の職とその仕事	P1
1 区長の職	P1
2 区長の仕事	P1
3 区長の謝金	P2
参考) 区長年間予定事項	P3
II 主な担当窓口紹介	P4
●自治財政課 自治振興係	
1 防犯灯の設置費・維持管理補助費、町移管	P4
2 集会施設(建物)整備への補助	P5
3 コミュニティ助成(一般コミュニティ助成・コミュニティセンター助成)	P6
4 自主防犯活動(防犯パトロール隊)	P7
5 防犯のぼり旗(緑色)及び交通安全のぼり旗(青色)	P7
6 防犯モデル地区	P7
7 交通安全施設(法定安全施設)の要望	P8
8 区長配布	P8
9 認可地縁団体	P8
●総務課 危機管理室 危機管理係	
10 自主防災組織	P9
11 コミュニティ助成(地域防災組織育成助成)	P9
●まち整備課 改良維持係	
12 交通安全施設整備等の要望	P10
13 道路照明灯の要望	P10
14 土木工事関係(道路・側溝・水路・砂利敷き等)の要望	P10
15 道路施設の修繕関係の連絡	P10
●環境課 廃棄物対策係	
16 ごみ集積所設置費補助金	P11
17 ごみ集積所管理事業費補助金	P11
●環境課 環境衛生係	
18 空き家・空き地の適正管理について	P12
19 太陽光発電設備の設置及び管理について	P12
●教育委員会 教育総務課	
20 こども110番の家	P12
III その他	P13
1 区長の氏名・住所・電話番号の公表について	P13
2 災害時要援護者調査票について(ファイル)	P13
IV 町行政組織の連絡先(直通)	P14
吉見町区長設置規則	P17

# I 区長の職とその仕事

## 1 区長の職

町は、「吉見町区長設置規則」（17ページ参照）に基づき、町の行政運営について、住民との間の連絡等町政の進展と住民福祉の向上を目的に担当地域を定め、地域からの推薦により区長を委嘱しています。

※やむを得ない事情で、年度途中に区長が変更になる場合は、自治財政課自治振興係（☎54-1513）へ連絡してください。

## 2 区長の仕事

区長は、地域の代表者として、町からの行政情報の周知や伝達、また地域住民の意見等を集約し町へ要望する等、**町と地域を結ぶパイプ役**としての仕事があります。【自治会長などと兼任も可】

### （1）町が依頼する事務

- ア 町からの行政情報書類の配布及び地域への連絡事項の伝達等
- イ 各種地域要望のとりまとめ及び関係部署への申請
- ウ 町行政執行のための調整、協力
  - ・ 団地内の開発行為等に伴う事前協議  
（まち整備課都市計画係 63-5018）
  - ・ 埋め立てに関する事前協議、ごみ集積所の利用  
（環境課廃棄物対策係 54-7811）
  - ・ 地域説明会や会議の開催協力 など
- エ 町の事業・イベントへの参加及び参加依頼
- オ 区長会議への参加（原則年2回）
- カ 交通安全・防犯・防火・防災の取組への協力

### 区長事務≠自治会事務

区長は、町の規則により設置され、行政と担当する地域住民との連絡や調整と住民福祉の向上を目的に配置されています。

自治会は、一定の地域に住む一人ひとりが生活環境の整備や福祉の向上・防犯・防災などの地域課題を、助け合い、自分たちの手により、自分たちの地域を快適で住みよくするためにつくられた**任意の組織**です。

町の依頼により行っている事務と自治会運営に係る事務で重複する部分はありますが、「区長事務＝自治会事務」ではありません。

### ※自治会事務

総会等の各種会議、地域行事(お祭りなど)、自治会費や新規加入者等の対応、集会所や防犯灯の管理、地域内の環境整備など

### （2）その他

#### ア 福祉活動

吉見町社会福祉協議会から「**福祉委員**」に委嘱され、各種募金活動や社会福祉協議会への加入推進の協力依頼があります。

#### イ 地域防犯活動

東松山地区防犯協会から「**地域防犯推進委員**」に委嘱され、地域内の防犯活動をお願いしています。

### (3) 引継ぎについて

区長を交代する際は、自治会の事務・事業内容だけでなく、町の事業についても引継ぎをお願いします。

- ① 区長の仕事（区長配布、会議出席、各種事業への参加など）
- ② 地区の各種要望状況（地区で要望した内容や結果）
- ③ 各種補助金制度

※補助金申請方法と必要書類（領収書・電気料金集約分内訳表など）

- ④ 交通安全のぼり旗の掲揚・巡回方法（各行政区で方法は異なります）
- ⑤ 自主防災組織の規約と資機材等の保管状況

（75行政区すべてが自主防災対策本部規約を作成し結成済みとなっており、結成に合わせ資機材の整備が行われています）

- ⑥ 自治会内の課題など

## 3 区長の謝金

自治会は、一定の地域に住む人々が安心して暮らせる住みよい地域社会を実現するため、自主的・主体的に運営している住民自治組織です。そのため、自治会の総会などの会議開催、地域行事、会費などの集金、会計管理などについては、自治会の自主的な活動になるため、それらの事務は謝金の対象ではありません。

区長に依頼している事務（1ページの「2 区長の仕事（1）町が依頼する事務」）に対しての謝金であるため、自治会ではなく区長個人へ支払います。

謝金の金額は、吉見町区長設置規則で定められています。

均等割 106,000円 + 戸数割 1,940円×4月の広報配布世帯数 で算出

※例【4月の広報配布世帯数が50世帯の場合】

106,000円 + 1,940円×50世帯 = 203,000円

※他、区長会議出席者へ費用弁償相当額 2,600円を加算

● 広報配布世帯数とは、区長から報告を受けている数値です。

本手引きの5ページを参照してください。

● 振込額は報償費から源泉徴収額などを差し引いた額となり、3月末に区長個人の口座へ振り込みます。

参考) 区長年間予定事項

月	日	曜日	事業概要	担当課
4	5	金	区長会議・総会 (スポーツ協会会費、日本赤十字社活動資金(会費)の募集)	自治財政課
	6~15	土~月	春の全国交通安全運動 (「交通事故追放の家」のぼり旗の掲揚依頼)	自治財政課
	26	金	区長配布	自治財政課
5	25	土	水防訓練	総務課
	27	月	区長配布	自治財政課
6	27	木	区長配布	自治財政課
7	15~24	月~水	夏の交通事故防止運動 (「交通事故追放の家」のぼり旗の掲揚依頼)	自治財政課
	26	金	区長配布	自治財政課
8	1	木	防犯灯町移管申請開始	自治財政課
	27	月	区長配布	自治財政課
9	16	月	敬老会	社会福祉協議会
	21~30	土~月	秋の全国交通安全運動 (「交通事故追放の家」のぼり旗の掲揚依頼)	自治財政課
	27	金	区長配布	自治財政課
10	上旬	—	防犯灯設置費・修繕費(上半期分)の補助金申請受付	自治財政課
	6	日	町民体育祭	生涯学習課
	25	金	区長配布	自治財政課
11	27	水	区長配布	自治財政課
12	1~14	日~土	冬の交通事故防止運動 (「交通事故追放の家」のぼり旗の掲揚依頼)	自治財政課
	27	金	区長配布	自治財政課
	27	月	区長配布	自治財政課
1	下旬	—	区長会議(書面開催予定) (区長、衛生委員、公民館委員、体育委員の選出依頼、 交通災害共済加入とりまとめ依頼、緑の募金運動協力依頼)	自治財政課
2	27	木	区長配布	自治財政課
3	中旬~下旬	—	防犯灯設置費・修繕費(下半期分)及び防犯灯電気料金の補助金申請受付	自治財政課
	27	木	区長配布	自治財政課
その他	防災訓練 ※実施日程・内容等未定。後日通知 あいさつ運動(最寄りの小中学校)[年間4回] ※実施日程:後日通知【コミュニづくり推進協議会事業】			総務課 自治財政課

★区長配布は、原則毎月27日。ただし、27日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、前日となります。※緊急を要する通知や回覧などは、区長配布日以外でも依頼します。

★配布物一覧を「稲穂のさとし(吉見中だより)」に同封するとともに、町ホームページで配布物を掲載しています。

## Ⅱ 主な担当窓口紹介

自治財政課 自治振興係 ( ☎ 54-1513 ) ( 役場 3 階 ⑪ )

### 1 防犯灯の設置費・維持管理費補助、町移管

「防犯灯」は地域の安全・防犯のために自治会が設置し、交換や電気料金の支払い等の維持管理を行っています。

#### (1) 防犯灯設置費・修繕費の補助

**補助率** 50%

**申請時期** 年2回(原則10月上旬、3月下旬)受付

※申請時期に、区長へ連絡の通知をします。

〈補助金の申請に必要なもの〉

- ・補助金申請書(窓口に設置)
- ・設置及び交換工事費の領収書【写し】(窓口でのコピーも可)
- ・補助金の振込先通帳
- ・申請を行う防犯灯の位置図(窓口でも作成可能)
- ・申請する防犯灯のお客様番号がわかるもの(新規設置の場合のみ)

●LED防犯灯への交換についても、補助金対象

●まとまった数を交換する場合は、事前に担当へご相談ください。(予算の確保が必要)

#### (2) 防犯灯電気料の補助

**補助率** 50%

**申請時期** 年1回(原則3月下旬)受付

※申請時期に、区長へ連絡の通知をします。

〈補助金の申請に必要なもの〉

◎共通提出物

- ・補助金申請用紙(窓口に設置)
- ・補助金の振込先通帳

◎その他契約状況により、下記の書類の提出をお願いしています。

- ・「電気料金集約分内訳表」(東京電力発行)を9月と3月
- ・「領収書」(東京電力発行)を9月と3月の本数分
- ・「一括前払契約にご契約のお客さまへ」又は「電気料金支払証明書」と「電気料金集約分内訳表」(東京電力発行)1か月分

#### (3) 防犯灯の町移管について

**移管対象** LED防犯灯のみ【契約：公衆街路灯A】

**移管時期** 令和7年4月1日～(令和7年度)

**移管申請時期** 令和6年8月1日～(予定)

※時期、申請方法など、詳細は後日通知

令和7年度以降の防犯灯の管理・設置等について

- ・ 町が電気料金の支払いや交換等を行い、地域の皆様には、故障等の連絡や照明を遮る枝払いなど防犯灯の維持管理に協力していただきます。
  - ・ 原則、設置費や維持管理費についての補助制度は廃止されます。引き続き、設置は出来ますが、全額、自治会負担となりますので、ご注意ください。
  - ・ 新たに設置するLED防犯灯は、随時、移管の受付を行います。
- ※各自治会で状況が異なりますので、LED化や町移管内容の詳細についての相談等がありましたら担当までご連絡ください。

## 2 集会施設（建物）整備費への補助

自治会が実施する集会施設の整備（増改築・修繕）事業を支援します。

- 補助対象**
- ・ 集会施設本体（建物）の新築、増築、改築又は修繕
  - ・ 囲障の設置又は修繕
  - ・ 空調設備の設置、交換又は修繕

**補助率** 50%

補助を受けるには、修繕工事やエアコンの設置などを行う前に申請書の提出が必要です。【事前申請】

予算の範囲内で補助金を交付することとなっていますので、建替え、大規模改修の予定がある場合は、計画の時点から担当と協議してください。

また、小規模修繕においても予定がある場合は、年度当初にご相談ください。補助金申請の詳細については、担当へご相談ください。

※「吉見町集会施設整備費補助金交付要綱」に基づき補助します。

※備品（冷蔵庫・ストーブ・扇風機等）や消耗品は対象外

### 〈集会施設（建物）〉

- ・ 集会施設を新築、増築又は改築する場合：補助限度額850万円
- ・ 集会施設を修繕する場合：補助限度額100万円

《修繕とは》

建具・畳の表替え、屋根のふき替え、内外装の改修・塗装など

### 〈囲障の設置・修繕〉

- ・ 囲障の設置又は修繕を行う場合：補助限度額20万円

《対象例》 塀、フェンス、建物への階段・スロープなど

※対象外の例：物置・駐輪場・駐車場などの付属施設の整備、擁壁、立木、遊具、神社、寺、火の見やぐら等

### 〈空調設備（エアコン）の設置・交換、修繕〉

- ・ 空調設備（エアコン）を設置・交換する場合：補助限度額:60万円
- ・ 空調設備（エアコン）を修繕する場合：補助限度額6万円

### 3 コミュニティ助成（一般コミュニティ助成、コミュニティセンター助成）

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っているコミュニティ助成事業を財源とした補助事業（一般コミュニティ、コミュニティセンター、地域防災組織育成（P9）などの事業）

一般コミュニティ・地域防災組織育成助成事業への補助は、備品などの購入前に概算請求（前払い）も可能です。自治会財源がなくても、助成事業を活用できますので担当にご相談ください。

自治振興係所管の助成事業は以下のとおりです。

#### ※ 一般コミュニティ助成事業

助成対象：コミュニティ活動に直接必要な設備等（地域のお祭り道具や集会所の備品、ただし、建築物、消耗品は除く）

助成額：100万円から250万円まで（補助率10/10）

#### ※ コミュニティセンター助成事業

助成対象：集会所の建設又は大規模改修

助成額：対象事業費の60%（但し限度額1,500万円）

注 意：認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要又はされているもの

申請にあたっては住民の総意が必要となりますので、必ず総会等で決議をとってください。

#### ● 助成手続き

##### ① 準備・申請

準備：実施予定年度の前年度の4月までに担当へ相談

申請時期：実施年度の前年9月頃

※町から県を通じて（財）自治総合センターへ申請

必要書類 自治会規約、予算書・決算書、事業報告・計画、整備備品の見積書及びカタログの写し など

##### ② 内示・決定通知（実施年度の4月）

事業採択された場合、町から自治会に通知（内示）しますので、町へ補助申請を行ってください。

##### ③ 事業実施（目安 11月頃までに）

町の補助決定通知を受けた後、事業の実施（購入）となります。

申請した備品等を計画期間内で購入し、実績報告をます。申請した内容（製品・品番・個数）に変更が生じる場合、購入前に変更手続きが必要。

##### ④ 町へ事業報告（目安 12月頃までに）

事業完了（納品）後2カ月以内に、（財）自治総合センターへ領収書や写真など報告が必要です。余裕をもって事業を進めてください。

##### 《 整備備品例 》

長机、椅子、テレビ、DVDデッキ、プロジェクター、パソコン、扇風機、ストーブ、ホワイトボード、テント、コンロ、かき氷機、わた菓子機、スポットクーラー、神輿、太鼓、照明、発電機、チェーンソーなど



#### 4 防犯活動（自主防犯パトロール隊・ながら見守り）

町では、ボランティアで地域のパトロール、こどもの見守りなどを行っている「自主防犯パトロール隊」へ防犯グッズの貸与、ボランティア保険の加入等の支援を行っています。また、地域の防犯活動として、ウォーキングや犬の散歩をしながら、地域を見守る「ながら見守り」を推進するためバッジやバンダナを配付しています。

パトロールの目的は、不審者等を直接捕まえることではなく、目立つ服装でこどもの登下校時や夜間等にパトロールすることで、地域が活発に活動していることを周囲にアピールすること、活動時のあいさつなどから地域の人達の顔が見えるコミュニティが、結果として犯罪の抑止につながっていきます。

空き家などをねらった窃盗なども発生しています。地域で防犯の目を増やすことは、地域の安全につながります。

自治会におきましても、活動へのご理解をいただき、隊員の募集など積極的なご協力をお願いします。また、地域で新規団体の設置についての相談があった際には担当までご連絡ください。

防犯グッズ：帽子（夏・冬）、ベスト、青色誘導棒（夜間パトロール用）、のぼり旗【防犯パトロール実施中(黄色)】など

#### 5 防犯のぼり旗(緑色) 及び 交通安全のぼり旗(青色)

● 区長宅に年間を通して設置：防犯のぼり旗(緑色)

【区長配布や通知を届ける際の目印】表示：「安全安心まちづくり」

● 地区巡回や目立つ場所に掲揚：交通安全のぼり旗(青色)

【交通安全意識の啓発が目的で、春・夏・秋・冬の交通安全運動期間中掲揚】表示：「交通事故追放の家」

※旗・ポールともに、破損等による交換は随時行っています。交換の際は回転頭(ポール先端)、横棒だけの部品交換に協力をお願いします。

#### 6 防犯モデル地区

町が毎年4地区（東西南北各1地区）を防犯モデル地区に指定し、町・警察・地域が協働して、防犯のまちづくりを促進する。

選出された地区は、子どもやお年寄りを対象に防犯教室や啓発等の活動を行う。

下記団体等を利用して防犯教室・防犯講習等を行うことも出来ます。

・防犯のまちづくり出前講座：埼玉県

・防犯教室：埼玉県警察の防犯指導班「ひまわり」等

詳しくは、担当までご相談ください。

## 7 交通安全施設（法定安全施設）の要望

交通規制に関する施設（横断歩道・信号機・規制標識等）の設置・修繕の要望は、随時町で受付を行い、東松山警察署に上申・要望などを行います。  
※新規設置については、「交通安全施設要望申請書」の提出をお願いします。  
信号機、横断歩道などは、警察が設置・管理しています。

## 8 区長配布

町や関係機関が発行する広報紙等を、毎月27日（27日が土日の場合は金曜日、祝日の場合は前日）に、担当する地域（行政区）の方に配布及び回覧をお願いしています。【緊急を要する場合などは、区長配布日以外でも通知や回覧を依頼します】

配布物には、様々な情報のほかに締切りがあるものもありますので、速やかに配布していただきますよう協力をお願いします。

班数や配布世帯数に変更があった場合には、連絡をお願いします

## 9 認可地縁団体

市町村長の認可を受け、法人格を取得した地縁による団体を「認可地縁団体」と言います。

★「地縁による団体」とは

地方自治法第260条の2第1項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義され、吉見町では自治会などがこれにあたると言えます。

【第260条の2第1項】

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

この法令により、一定の手続きにより自治会等が法人格を取得することで、団体名での不動産等の登記ができるようになり、自治会などが所有する集会所等の不動産登記の相続登記や名義変更登記の手続きができるようになっていきます。

認可を受けるには、規約を定めていることなどの要件があり、よって、要件を満たすために規約の作成などが必要となります。その他、申請には必要な書類の作成があります。

また、認可を受けた団体は、規約や告示事項（代表者など）を変更した場合に、変更の手続きなどが必要となるなど義務や制約があります。

詳細については、担当へ相談ください。

★認可地縁団体を設立したら、県税事務所へ

認可地縁団体は地方税法上、法人県民税・事業税・特別法人事業税の申告義務があります。また、収益事業を行わない場合は、埼玉県税条例第三十条の五の規定により、法人県民税の減免の対象であるため、新たに登録された認可地縁団体は、申告手続き及び減免申請が必要となります。

## 10 自主防災組織

自主防災組織とは、地域の皆さんが自主的な防災活動を行う組織です。町では、行政区単位で組織を結成していただき、**自助・共助という地域防災力の向上を目的**とした活動をお願いしています。

結成後の活動として、各種支援制度や鴻巣の防災学習センター等をご活用いただき、訓練や講話等により地域の防災力向上に努めてください。

また、**防災資機材は、年に1度は点検・確認**を行い、災害時に活用できるように、準備を整えておいてください。

### ○自主防災組織の支援制度について

#### ・いつでも、どこでも炊出し応援隊

自治会等が実施する炊出し訓練に、食材（精米）の提供や、ガスコンロやボンベの貸出しや使い方を教えてもらえる制度。

#### ・自主防災組織リーダー養成指導員の活用

自主防災組織リーダー養成講座を受講した指導員を講師として派遣してもらう制度（講話、災害図上訓練、救護訓練など）。

#### ・県政出前講座

県の職員が地域で行われる集会などに伺い、テーマについて分かりやすく説明してもらえる制度（テーマは防災のほか、防犯や交通安全などもあります）。

※各種制度の詳細は、担当にお問い合わせください。

## 11 コミュニティ助成（地域防災組織育成助成）

「3 コミュニティ助成」に記載があるように、（財）自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業助成金を財源に、地域防災組織育成に対して以下のとおり助成を行っています。

助成事業への補助は、備品などの購入前に**概算請求(前払い)**も可能です。自治会財源がなくても、助成事業を活用できますので担当にご相談ください。

### ※ 地域防災組織育成助成事業

対象となる経費：自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な設備（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費。

**助成額：30万円から200万円まで（補助率10/10）**

### ● 助成手続き

6ページの「3 コミュニティ助成」と同様。

まち整備課 改良維持係 (☎63-5020) (役場 2階㊟)

## 1 2 交通安全施設整備等の要望

カーブミラー、防護柵及び区画線等の交通安全施設について、整備・修繕の要望を随時受け付けています。

※カーブミラーの管理（枝落とし等）については、地元で行っていただいています。

※「土木工事要望申請書」の提出をお願いします。

## 1 3 道路照明灯の要望

「道路照明灯」は交通安全のため、県や町等の道路管理者が設置するものです。設置については、区長からの要望書と周辺地権者等の同意書が必要です。

また、設置場所については幹線道路・通学路などの規程がありますので詳しくは担当までご相談ください。

※「土木工事要望申請書」の提出をお願いします。

### 道路照明灯と防犯灯の違い

道路照明灯：交通安全の観点から設置する（交差点・カーブ等）  
県や町が設置して維持管理を行う。

（県道：町を經由して県に要望 町道：幹線道路等に設置）

防 犯 灯：防犯の観点から設置するもの（不審者・窃盗等の対策）  
各行政区で設置して維持管理を行う。

## 1 4 土木工事関係（道路・側溝・水路・砂利敷き等）の要望

行政区で話し合い、多くの方が地元のまちづくりに必要だと合意した土木工事（道路・水路等）関係の要望について、随時受け付けています。

※「土木工事要望申請書」の提出をお願いします。

## 1 5 道路施設の修繕関係の連絡

舗装の陥没、ガードレールの破損等について、随時受け付けています。気付いたときに連絡をお願いします。

また、道路脇の草木についても、通行上支障がある場合はご相談ください。

## 16 ごみ集積所設置費補助金

行政区が実施するごみ集積所の設置及び修繕について、その費用の一部を補助します。着工前の申請となりますので、検討されている行政区は事前にご相談ください。

### 【補助金の概要】

〈新設の場合〉 補助率：工事費の50% 補助限度額6万円

(新設とは)

ごみ集積所の増設・新たな場所への新規設置

〈修繕の場合〉 補助率：工事費の50% 補助限度額3万円

(修繕とは)

部品の交換・修理、塗装、床の張替えなど

対象外の例：清掃用具等の消耗品の購入にかかる費用

## 17 ごみ集積所管理事業費補助金

ごみ集積所を管理する方(衛生委員・衛生協力委員)への役務に対する補助金です。毎年、3月中旬に行政区の口座に振り込みを行いますので、ごみ集積所を管理する方へ均等に配分していただくようお願いします。

### 【補助金の概要】

行政区において管理するごみ集積所数に1万円を乗じた額と戸数(広報配布世帯(令和6年4月1日現在))に450円を乗じた額を合算した額を交付します。

例) ごみ集積所数：3箇所、戸数：100戸

衛生委員1名、衛生協力委員2名の場合

(年間1集積所を1名で担当し、管理することを想定)

《集積所割》 《戸数割》 《補助金交付額》

$(3 \text{ 箇所} \times 10,000 \text{ 円}) + (100 \text{ 戸} \times 450 \text{ 円}) = 75,000 \text{ 円}$



ごみ集積所を管理する全員(衛生委員+衛生協力委員)で配分すると…

補助金交付額 75,000円 ÷ 3名 = 25,000円/名

※衛生協力委員がない場合は、衛生委員に全額を渡してください。

※当該補助金は、行政区の活動資金・ごみ集積所の新設及び修繕・清掃用具等の備品購入には利用できません。

## 18 空き家・空き地の適正管理について

原則として民事の問題となるため、所有者等の連絡先が分かる場合は直接連絡して解決をお願いします。

しかし、所有者が分からない空き家・空き地において、適正に管理されていない場合は町へ相談してください。

電話でのやり取りでは伝わりづらいことがあるため、スマートフォン等で現況の写真を撮影し、来庁していただき相談をお願いします。

相談後、現場を確認し適正に管理されていない場合は、所有者を特定して適正管理依頼を通知します。管理を行うのは所有者であるため、町で草木を切ることはできません。

行政区内で協力し合い、住みよい環境づくりを進めていただくことも大切です。

## 19 太陽光発電設備の設置及び管理について

太陽光発電設備を設置する際、設置事業者から地域への説明会等の実施について、相談があります。事業規模・設置場所等を確認し、説明会等の実施について適宜、対応をお願いします。

また、既設の太陽光発電施設について、草刈り等の維持管理がされず不適切な状態にあるものについては、維持管理業者もしくは町に連絡をお願いします。

## 20 こども110番の家

児童・生徒の登下校時の安全を見守るため、「こども110番の家」として、多くの地域の家庭や事業所等にご協力いただいています。

教育委員会から委嘱を受けた家庭や事業所等にのぼり旗を配布しています。

### Ⅲ その他

#### 1 区長の氏名・住所・電話番号の公表について

行政区への加入促進や各行政区内に関する問合せ等で、氏名等を公表しています。ただし、営利目的等の場合は公表しません。

(ア) 区長の氏名等を公表する場合

- 自治会の加入促進チラシ（転入手続きの際に配付）
- 各行政区に関する問い合わせ（字費やごみ集積所の利用等）
- 区長の同意が必要な申請

- ・ 団地内の開発行為等に伴う事前協議（まち整備課）
- ・ 埋め立てに関する事前協議（環境課）

○ 転入者、不動産会社、開発などに伴う説明会実施業者など

(イ) 名簿の取扱いについて（名簿：別紙）

名簿は、区長相互の連絡調整等のため配付をしていますので、取扱いには十分注意してください。

【担当課】自治財政課自治振興係（54-1513）

#### 2 災害時要援護者調査票について（ファイル）

災害時要援護者とは

災害発生時に自力だけでは避難行動ができず、身の安全を確保できない可能性が高い方

具体的には

- ・ 要介護認定3～5を受けている人
- ・ 身体障害者手帳総合等級1・2級に該当する肢体障がいや視覚聴覚障がいを有する方、視覚聴覚障がいに該当する障がいを持つ人
- ・ 療育手帳 A・Aの人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方で単身世帯の人
- ・ 75歳以上で、ひとり暮らし又は高齢者(75歳以上)のみの世帯の人
- ・ その他支援を必要とする人など

活用方法

この情報は平常時には民生委員さんと区長さんの連携のもと災害時要援護者の方の合意を前提として地域の見守り活動にお役立ていただくとともに、地震や台風、火事などの災害が発生した時には要援護者の把握と避難支援、安否確認のために利用していただきます。

【担当課】長寿福祉課福祉係（☎63-5012）

総務課危機管理係（☎54-1505）

#### IV 町行政組織の連絡先（直通）

階	課局名	係名	電話番号	主な業務
1階	税務会計課	課税係	54-5028	町県民税、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税に関すること
		管理徴収係	54-5029	税金の納付に関すること
		会計係	54-2566	町税、介護保険料、水道料金等の収納、県収入証紙、郵便切手、公共施設等共通利用券、町刊行物の販売に関すること
	町民健康課	町民係	63-5010	戸籍謄本、住民票、印鑑証明、マイナンバーカードに関すること
		保険年金係	63-5011	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に関すること
	長寿福祉課	介護保険係	63-5013	介護保険に関すること
		福祉係	63-5012	障害者福祉、高齢者福祉、生活保護、更生保護等に関すること
	環境課	廃棄物対策係	54-7811	ごみの出し方、粗大ごみ等の受付、土地の埋立て等の規制に関すること
		環境衛生係	63-5017	犬の登録、特定外来生物の防除、太陽光発電事業、空家等、環境保全に関すること
	2階	総務課	秘書人事係	54-1512
広報広聴係			54-1514	広報紙、ホームページに関すること
危機管理室 危機管理係			54-1505	消防、災害対策、水防、防災訓練、自主防災組織の育成等に関すること
産業振興課		農政係	63-5015	農業振興、就農相談、森林、土地改良区に関すること
		商工観光係	54-5027	商工業の振興、観光、住宅リフォーム、ふるさと納税に関すること
		産業拠点推進室 事業推進係	63-5021	産業拠点の整備、企業誘致に関すること
農業委員会 事務局		農地係	63-5025	農地転用、農業者年金に関すること



階	課局名	係名	電話番号	主な業務	
2階	まち整備課	用地管理係	63-5019	道路、河川、水路の境界、道路の認定、占用、屋外広告物に関すること	
		改良維持係	63-5020	道路、橋梁、河川、交通安全施設等の整備、土木工事要望に関すること	
		都市計画係	63-5018	都市計画、建築、開発、公園・緑地に関すること	
	子育て支援課	児童支援係	63-5014	こども医療費、児童手当、子育て支援に関すること	
		保育係	63-5014	保育所、幼稚園、認定こども園等に関すること	
	教育総務課	総務係	54-8938	小中学校の管理に関すること	
		学校教育係	54-7807	学校教育の指導、入学、転校の申請、就学援助費に関すること	
		小学校統合準備室 小学校統合準備係	54-8938	小学校の統合再編に関すること	
	3階	自治財政課	自治振興係	54-1513	区長会、防犯、交通安全、コミュニティに関すること
行政法務係			54-1552	情報公開、文書管理、統計、選挙管理委員会に関すること	
財務管理係			54-1553	予算・決算、庁舎管理、町有財産、寄附に関すること	
人権政策室 相談係			54-1515	各種（人権・行政・法律・DV）相談、男女共同参画、犯罪被害者支援に関すること	
総合政策課		政策推進係	54-5026	総合振興計画、定住化、公共交通機関に関すること	
		情報政策係	54-1516	入札、情報システム管理・運用に関すること	
水生活課		水道業務係	54-1545	上水道の料金、水道の開始・中止の申請に関すること	
		水道施設係	63-5023	水道の工事に関すること	
		下水道業務係	54-1545	下水道の料金、合併浄化槽に関すること	
		下水道施設係	63-5022	公共下水道、農業集落排水の工事に関すること	
4階		議会事務局	庶務議事係	63-5024	議会、議会だよりに関すること

《悠友館・地域包括支援センター》

課名	係名	電話番号	主な業務
長寿福祉課	包括支援係	53-0526	高齢者の総合相談及び支援、地域支援事業、悠友館に関すること。
		53-0370	

《保健センター》

課名	係名	電話番号	主な業務
町民健康課	保健支援係	54-3120	健康診査及び検診、健康相談、訪問指導、母子保健、精神保健、歯科保健、栄養指導、各種予防接種、感染症の予防に関すること。

《こども家庭センター》

課名	係名	電話番号	主な業務
子育て支援課	子ども家庭センター係	81-5709	妊産婦、子育て世帯及び子どもへの支援に関すること。

《町民体育館》

課名	係名	電話番号	主な業務
生涯学習課	生涯学習係	54-8311	学級講座等の開設及び奨励、社会教育関係団体の育成指導及び補助金、人権教育に係る関係団体との連絡調整、成人式に関すること
	生涯スポーツ係	54-5625	生涯スポーツ及びレクリエーションの指導、奨励、各種スポーツ大会等の開催、青少年スポーツ活動に関すること

《埋蔵文化財センター》

課名	係名	電話番号	主な業務
生涯学習課	文化財係	54-9111	文化財の指定及び解除、調査、保存、管理及び活用、文化財保護思想の普及に関すること。

《図書交流館》

課名	係名	電話番号	主な業務
生涯学習課	図書館係	54-1517	図書館資料の貸し出し、資料の収集・整理・保存、読書の普及等に関すること
	公民館係		講演会、講習会、各種学級や講座等の開催、地域・文化活動の推進等に関すること

《町民会館》

課名	係名	電話番号	主な業務
生涯学習課	町民会館係	53-1331	芸術文化の振興、貸館業務に関すること

## 吉見町区長設置規則

平成11年3月19日

規則第3号

(区長の設置及び目的)

第1条 吉見町は、町の行政運営について、住民との間の連絡等町政の進展と住民福祉の向上を図るため、区長75人を置く。

(配置担当区域)

第2条 区長の配置及び担当区域は、別表のとおりとする。

(委嘱)

第3条 区長は、前条に定める担当区域内の住民の推薦した者で、町長において適任と認められる者を委嘱する。

(任期等)

第4条 区長の任期は、2年とする。ただし、選出区の事情その他の理由により任期中間において退任等した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

(任務)

第5条 区長は、当該区域の住民を代表し、第1条の目的達成を図るものとする。

(任務の根本基準)

第6条 区長は、その任務を行うに当たっては、公正かつ責任ある事務の執行を旨とし、住民の不信を受けることのないよう努めなければならない。

(事務引継)

第7条 区長に異動があったとき、前任者は、その任務に関する書類、帳簿等を後任者に引き継がなければならない。

(謝金)

第8条

1 区長の謝金の額は、年額とし、次の各号により算出した額の合計額とする。

(1) 平等割 106,000円

(2) 世帯割(1世帯につき) 1,940円

(3) 区長会議出席(1人1回あたり) 2,600円

2 前項第2号の世帯数は、毎年4月の広報配布世帯数とする。

3 区長に異動があった場合においては、次の各号に定めるところにより月割をもって謝金を支給する。

(1) 月の中途において就任する場合 その就任する日がその月の15日以前るときはその月から支給し、16日以後のときはその月の翌月から支給する。

(2) 月の中途において退任する場合 その退任する日がその月の15日以前るときはその月の前月までを支給し、16日以後のときはその月までを支給する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第14号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月4日規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区	大字等	区	大字等
第1区	大 和 田	第39区	さ く ら 台
第2区	上 銀 谷	第40区	新 吉 見
第3区	谷 口	第41区	南 吉 見
第4区	下 銀 谷	第42区	学 校 前
第5区	万 光 寺	第43区	日 向 山
第6区	荒 子 上	第44区	湖 畔
第7区	荒 子 下	第45区	天 王 山
第8区	飯 島 新 田	第46区	六 ノ 谷
第9区	江 和 井	第47区	松 ノ 平
第10区	久 保 田 新 田	第48区	み ど り ケ 丘
第11区	高 尾 新 田	第49区	御 所 団 地
第12区	蓮 沼 新 田	第50区	下 細 谷 上
第13区	古 名 新 田	第51区	下 細 谷 下
第14区	蚊 斗 谷	第52区	久 保 田 賀 美
第15区	古 名	第53区	久 保 田 中
第16区	丸 貫	第54区	久 保 田 志 久
第17区	北 下 砂	第55区	江 綱 上
第18区	新 道	第56区	江 綱 下
第19区	成 城 台	第57区	前 河 内 東
第20区	丸 貫 台	第58区	前 河 内 西
第21区	柿 ノ 木 台	第59区	大 串 上 西
第22区	ニュータウン江和井	第60区	大 串 登 戸
第23区	八 反 田	第61区	大 串 宿
第24区	根 古 屋	第62区	大 串 毘 沙 門
第25区	流 川	第63区	大 串 台 山
第26区	江 口	第64区	吉 見 ケ 丘
第27区	久 米 田	第65区	地 頭 方
第28区	和 名 1	第66区	上 砂
第29区	和 名 2	第67区	中 曾 根
第30区	御 所	第68区	松 崎
第31区	観 音	第69区	本 沢
第32区	黒 岩	第70区	上 細 谷
第33区	山 ノ 下	第71区	小 新 井
第34区	田 甲	第72区	中 新 井
第35区	長 谷	第73区	今 泉
第36区	前 山	第74区	明 秋
第37区	ひ ば り ケ 丘	第75区	一 ツ 木
第38区	た つ み 平		